

〈論 文〉

のれんの会計処理に関する文献レビュー ——基準設定主体等による調査とその検討——

山下 知 晃*

I はじめに

現在，国際的な会計基準設定の場において，のれんの事後の会計処理（償却再導入や減損テストの改善）をめぐる論争が繰り広げられており，その議論は一層，複雑なものとなっている（Linsmeier and Wheeler [2020] p. 10；徳賀他 [2020] 2 ページ）。のれんの事後の会計処理に関するこれまでの変遷については，基準設定主体自身によるものを含めて数多くの叙述が存在している（Financial Accounting Standards Board (FASB) [2019]；International Accounting Standards Board (IASB) [2020]；Linsmeier and Wheeler [2020]；山内 [2010]；西川 [2014] など）。これらの叙述にもあるとおり，2001年におけるSFAS第142号の公表および2004年のIFRS第3号の公表とIAS第36号の改訂に伴い，国際基準（米国基準やIFRS）において，のれんについては規則的償却が廃止され，減損処理のみに一本化されることとなった（以下，「減損のみのアプローチ」とする¹⁾）。しかしながら，その後，減損のみのアプローチに対する問題点が指摘されるようになると，のれんの償却再導入を求める強い意見が出てくるなど，のれんの事後の会計処理を取り巻く議論は基準設定主体，実務界（財務諸表作成者・利用者や監査人），そして学界（研究者）も巻き込んで，大きな転機を迎えつつある。

のれんの償却・非償却に関する論争については，学术界からの関心も高く，数多くの研究が行われてきた。実証研究に限ってみても，例えば，d'Arcy and Tarca [2018] や宮宇地 [2020] [2021] ようなレビューがいくつも公刊されている。その一方で，この論争に関しては，基準設定主体およびそのスタッフなど（まとめて「基準設定主体等」とする）による調査・研究が積極的に行われ，ディスカッション・ペーパーやリサーチ・ペーパーとしてその内容が公表されている（Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)・European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG)・Organismo Italiano di Contabilità (OIC) [2014]；ASBJ [2015] [2016] [2017]；EFRAG [2016]；ASBJ staff/Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (HKICPA) staff [2020])。これら基準設定主体等による調査は研究者に向けられたものではなく，あくまでも基準設定プロセスにおける情報提供を目的としたものであるため，上述のレビューなどで取り上げられる機会は多くはない。そこで，本稿では，のれんの償却再導入をめぐる基準設定主体等が実施した調査の一部について整理し検討することにした²⁾。そして，このような調査が会計研究者

* 福井県立大学経済学部准教授

1) 日本基準においては，米国基準やIFRSとは異なり，今も，のれんについて規則的な償却が求められている（償却期間は20年以内）。

に示唆するものが何かあるのか（あるとすればそれは何か）を考察する。

本稿と関連する研究には、日本の財務諸表作成者および利用者（アナリスト）を対象として、のれんの事後の会計処理に関する見解をサーベイ調査した徳賀他 [2020] がある。徳賀他 [2020] では、本稿で取り上げた基準設定主体等による調査のいくつかについて、その内容が簡単に紹介されている。また、山下 [2019] ではのれんの償却期間に注目して、基準設定主体等による調査の内容を詳しくレビューし、その内容を検討している。なお、Linsmeier and Wheeler [2020] はのれんの事後の会計処理に関する論争を整理するにあたって、本稿が取り上げるものも含め、基準設定主体等の調査に言及している（ただし、その詳細について説明されていない）。本稿は徳賀他 [2020] で取り上げられていない調査を含めてやや詳しく紹介し、上述の研究とは異なる観点から検討を行う。

以下、本稿の構成は次のとおりである。第Ⅱ節では一般的な議論から、基準設定主体等による調査を取り上げる意義について検討する。第Ⅲ節では基準設定主体等の調査をレビューし、第Ⅵ節では、第Ⅲ節でレビューした基準設定主体等の調査について、その一部を取り上げて考察する。第Ⅴ節で本稿のまとめと課題を述べる。

Ⅱ 基準設定主体等による調査を取り上げる意義

はじめに述べたとおり、本稿の目的は、のれんの償却再導入をめぐる論争と関連して基準設定主体等の調査をレビューすることである。そこで、それらの基準設定主体等の調査を取り上げるにあたって、学術研究がどのように基準設定において貢献できるかに関する一般的な議論³⁾から、基準設定主体等の調査を取り上げる意義について検討してみたい。

一般論として、学術研究（特に実証研究）は基準設定に対して、期待されてきたような影響を与えてこなかったといわれることがある（Trombetta et al. [2012] pp. 127-128 ; Leuz [2018] p.

2) 本稿では差し当たり ASBJ によって公表された一連のリサーチ・ペーパー（ASBJ [2015] [2016] [2017]）と ASBJ スタッフおよび HKICPA スタッフによって公表されたリサーチ・ペーパー（ASBJ staff/HKICPA staff [2020]）を取り上げる。

3) 近年、様々な領域で証拠（エビデンス）に基づく政策決定（evidence-based policy making : EBPM）の必要性が叫ばれている。このような動きの中で、会計基準設定や開示規制の領域でも、学術研究が基準設定においてどのような貢献ができるのかに関する議論がこれまでも増して高まってきている。その中では学術的研究の成果をどのように基準設定に生かすか、そのために基準設定主体・研究者双方に何ができるかといった論点が議論されている（例えば、Singleton-Green [2010] ; Trombetta, et al. [2012] ; Teixeira [2014] ; Leuz [2018]）。

なお、ここで証拠（エビデンス）に基づく政策決定（EBPM）とは、例えば、「適切なデータと厳密な方法に基づき、政策オプションの効果や費用を分析し、政策を決定する際のエビデンスとすること」と説明される（内山他 [2018] 1 ページ）。内山他 [2018] や金本 [2020] によれば、証拠（エビデンス）に基づく政策決定において、証拠（エビデンス）の意味は狭義（実験・準実験的方法によって示された定量的な因果関係）ではなく広義（定量的な因果関係を示すものに加えて、インタビューなどを活用して示された定性的な因果関係、シミュレーションによる分析結果、統計データなどを含む）にとらえられることが多いという（内山 [2018] 1 ページ、脚注 3 および金本 [2020] 2 ページ）。これは実際の政策形成において、明確な因果関係を示す証拠（エビデンス）を入手することは困難であることに起因する（金本 [2020] 2 ページ）。このような状況は会計基準設定の文脈でも同様だと考えられる。例えば、Leuz [2018] の指摘も参照せよ。

585；藤井 [2007] 第7章；大日方 [2013] 319 ページ)⁴⁾。その原因には様々なものが考えられるが、Singleton-Green [2010] (p. 132) によれば、研究者と研究者以外（本稿においては基準設定主体）との間には「コミュニケーション・ギャップ」が存在しており、基準設定に対する会計研究の貢献を阻む要因のひとつとなっているという。このコミュニケーション・ギャップもまた様々な要因によって生じうるが⁵⁾、基準設定主体と研究者との間の問題意識や関心の違い（ギャップ）がそのひとつとして挙げられる。このようなギャップはたとえ、基準設定主体と研究者が同じ会計基準設定上の問題に注目していたとしても生じうる。そのようなギャップが存在する場合に、ある基準設定上の論争について関心を持つ研究者が、基準設定主体自らが行った調査を参照することによって、その論争についてどのような問題に着目しており、その問題を解決するために、どのようなエビデンス（証拠）が求められているかについて有益な情報をえることが可能となる⁶⁾。これは（同じ基準設定上の課題に注目している）会計研究者と基準設定主体の間におけるコミュニケーション・ギャップを埋めることにつながると考えられる⁷⁾。つまり、基準設定主体と学術研究者との間のコミュニケーションの経路が十分に整備されていない、あるいは、そのような経路が存在していたとしても、それが十分に生かされていない場合には、基準設定主体等によって実施された調査を、ある基準設定上の問題において、何が検討すべき課題となっているのかを探る情報源のひとつとみなしうるであろう。

また、ある基準設定上の問題について、特に規範的研究（政策評価）⁸⁾を行おうとする場合にも、基準設定主体等が実施した調査は重要な情報源となりうる。徳賀 [2013] によれば、基準設定主体は何らかの事実認識（「事前の観察」）に基づいて、基準設定における政策目標を導くと考えられる

4) もちろん、学術研究（者）が基準設定に及ぼす影響は時代や地域によって異なりうる。例えば、日本の歴史を振り返ってみると、過去において、会計研究者が会計制度の設計・運用において直接的かつ主導的な貢献を行ってきたという経緯がある（大石 [2013] 189-197 ページ）。

5) Singleton-Green [2010] (p. 133, Table 1) は、研究者と研究者以外の間でのコミュニケーション・ギャップを引き起こす要因として、「研究の量および広がり (volume and dispersion of research)」, 「方法論上の困難 (methodological difficulties)」, 「研究者間の不一致 (disagreement among researchers)」, 「認識された無関連 (perceived irrelevance)」, 「規範的結論の欠如 (absence of normative conclusion)」, 「会計の政治学 (politics of accounting)」, 「公的な議論の性質 (nature of public debate)」および「学術界におけるインセンティブ (academic incentives)」の8つを挙げている。

6) Teixeira [2014] は、IASB が基準設定プロセスにおいて、エビデンスに基づく基準設定の考え方が重視されるようになってきており、学術研究によってえられた知見の活用に関心が持たれていることに言及している (Teixeira [2014] pp. 5-6)。しかしながら、Teixeira [2014] (p. 9) も述べているように、基準設定のプロセスにおいて学術研究の知見が恣意的（選択的）に基準設定主体（のメンバー）によって参照されるといった危険（いわゆる、チェリー・ピッキング）が存在していることについては注意を払う必要がある。例えば、大日方 [2012] は本稿がテーマとしている、のれんの事後の会計処理（のれんの償却・非償却に関する論争）について、基準設定主体（大日方 [2012] の中では FASB）が自分たちに都合の良い研究成果を選択的に用いていたことを批判している（大日方 [2012] 357 ページを参照せよ）。

7) ただし、会計研究者と基準設定主体との問題意識がある程度近いものであったとしても、両者をつなぐ〈インフラ〉が不十分であったり、欠如したりしているために、学術研究の知見が基準設定プロセスにおいて十分に生かされない、ということが生じうる（この問題については大石 [2013] 196 ページ、脚注 6 や大日方 [2012] 357 ページの中でも認識されている）。こうした状況を改善するために Leuz [2018] は様々な提案を行っている。

(徳賀 [2013] 388 ページ)。会計基準や概念フレームワークといった基準設定主体の公表物に加えて、本稿で対象としているような基準設定主体等が行う調査もまた、基準設定主体がある政策（ここでは会計基準の新設や改廃など）をどのような事実の認識のもとで行ったのかを、研究者が理解（もしくは推察）する手掛かりとすることができる（徳賀 [2013] 390 ページ）。

さらに、政策評価を行うにあたって、基準設定主体が持っている事実認識の「質」を評価することが、基準設定主体の政策（政策目標と政策手段）の妥当性を評価する上で、重要な意味を持ってくる場合も考えられる。基準設定主体の「政策目標と事前の観察とは相互前提的な関係」であり、「現実認識に基づいて目標仮説が導かれるということは、同時に目標仮説の内容が当該現実認識の確かさや深さによって左右されることを意味」（以上、徳賀 [2013] 389 ページ）する。基準設定主体が必ずしも十分でない、不確かな（より悪い場合には、誤った）事実認識に基づいていると判断される場合、政策評価を行おうとする研究者はそもそもの政策目標（やその目標を達成するための政策手段）を妥当なものとはみなせなくなる可能性が高くなる⁹⁾。そのような政策は基準設定主体に関わる資源や時間の浪費につながる可能性があり、さらには、その政策によって影響を受ける利害関係者の間で望ましくない富の移転が生じる可能性すらあるからである。

最後に、基準設定主体が行っている調査を参照することを通じて、基準設定において見過ごされている問題（十分に認識されていない問題）の存在に気がつく可能性もある。例えば、ある基準によってもたらされる影響に限っても、その範囲は個々の経済主体（財務諸表作成者・利用者など）に対するミクロ的なものから経済社会全体に及ぶマクロ的なものにまで及ぶ可能性がある（Haller et al. [2012] p. 116, Table 1）。もちろん、基準設定主体が、基準設定において、全ての影響を考慮しなければならないということはないし、そもそも、そのようなことは原理的に不可能であるが、基準設定が潜在的に有する影響の広さを考えた場合、本来は基準設定プロセスにおいて考慮されるべき問題が、潜在的なものも含めて、十分に議論されないまま、見過ごされてしまうということも起きうるであろう。

ここまでで、基準設定主体等の調査を取り上げる意義について検討した。その内容をまとめると次のとおりである。基準設定主体等の調査を参照することによって、基準設定上の論争において基準設定主体が注目している問題（それは研究者にとっては新しい研究機会となりうる）を理解し、基準設定主体と研究者の間に存在するギャップを埋めることができる。また、特に規範的研究（基

8) ここでの規範的研究は「(外生的) 目標仮説と帰納的に観察された事実との乖離の内容と大きさを指摘して、その解決策（乖離を縮める方法）を提示する規範帰納的研究」のことを指す（徳賀 [2013] 385 ページ）。なお、徳賀 [2013] では規範的研究は上述の規範帰納的研究と規範演繹的研究とに分けることができるとしている。規範演繹的研究とは、「(外生的) 目標仮説から、経験に頼らずに演繹的な推論のみで論理的に必然的な結論（目標の実現方法）に到達しようとする」タイプの規範的研究である（徳賀 [2013] 385 ページ）。規範的研究の類型についての検討は、徳賀 [2013] 386 ページ、脚注3や徳賀 [2012] 144 ページ、脚注12も併せて参照せよ。

9) このような懸念が生じるのは、基準設定主体による政策目標の設定と事前の観察が相互に依存している場合に、「たとえ素朴なものであっても価値観を伴う現実認識が先行する」（徳賀 [2013] 389 ページ）ことになるためである。その結果、基準設定主体が自らの価値判断に基づく事実認識あるいは「信念」（藤井 [2007] 174 ページ）をより強化する方へと、証拠を集める誘因を持つ可能性があるためである（Teixeira [2014] p. 9 も参照せよ）。そのような状況が確認される場合には、研究者は基準設定主体の政策目標そのものを問題として扱おうとするかもしれない（徳賀 [2013] 389 ページ、脚注9も参照せよ）。

準設定主体の政策に関する評価)を行おうとする場合には、基準設定主体が行った事実の認識を理解するための手立てとすることができる。加えて、補足的な点ではあるが、基準設定主体等による調査の検討から、基準設定プロセスにおいて十分に認識されないまま、見過ごされている問題の存在に気が付く可能性もある。

Ⅲ 基準設定主体等による調査の概説

ここからは、のれん償却再導入をめぐる問題と関連して基準設定主体等により行われた調査について取り上げる。具体的には、企業会計基準委員会(ASBJ)によって公表された一連のリサーチ・ペーパーであるASBJ [2015] [2016] [2017]に、ASBJスタッフが香港公認会計士協会(HKICPA)のスタッフとともに実施した共同リサーチであり、2020年3月に公表されたASBJ staff/HKICPA staff [2020]を加え、紹介する¹⁰⁾。

1 ASBJ [2015]

ASBJ [2015]は、のれんの事後の会計処理に関してASBJが作成したリサーチ・ペーパーの第1号として公表されたものである。この調査が行われた背景には、ASBJ・EFRAG・OICが共同で公表したディスカッション・ペーパー(ASBJ・EFRAG・OIC [2014])へのコメントやASAF会議での償却期間の規定をめぐる見解の相違(IASBが最長の償却期間を示すべきか、会計基準において償却期間の長さを定めることができるのか、など)、そして、IFRS第3号を修正し、のれんの償却を要求することとなった、ASBJによる『修正国際基準(JMIS)』の公表に伴う議論などがあつたとされる(pars. 3-6)。

以上の背景をふまえて、ASBJ [2015]では、のれんについて規則的償却が求められている日本を対象として、のれんの償却期間に関する実態調査がなされている。まずASBJ [2015]は、JPX日経インデックス400に含まれている企業(日本基準採用)について、償却期間に関する開示情報(2014年3月31日を報告日とする連結財務諸表)の調査結果を報告している(par. 11)。その結果によれば、償却期間の開示の仕方にはばらつきがあつたものの、のれんの償却期間を具体的に(×年という形式で)開示していた企業の中でもっとも多かった償却年数は5年(55% = 74社 / 135社)であつたことが報告されている(次は10年で10%)。また、償却期間については範囲を開示している企業もあり、その中には20年以内と開示していた企業が64%(= 55社 / 86社)含まれていたことも報告されている(pars. 12-14)。

また、ASBJ [2015]は、大手上場企業(詳細は不明であるが、その大半が大規模な多国籍企業とされる)を対象に、質問票を用いて、のれんの償却期間に関する実態や償却期間の規定に関する見解を調査している。質問票は56社中26社¹¹⁾から回収されており(par. 17)、その中では、過去

10) これらの基準設定主体等の調査はいずれも英語で公表が行われているが、「仮訳」という形で日本語訳が公表されている。そこで本稿では適宜、仮訳についても参照し、これらの文献から直接引用を行う際には、該当箇所の日本語訳として、「仮訳」を参照することにする。

11) 採用会計基準別にみた回答企業の内訳は日本基準採用企業19社(73%)、IFRS採用企業3社(12%)、そして米国基準採用企業4社(15%)となっており、業種別にみた場合の内訳は、製造業15社(58%)、金融業5社(19%)、その他6社(23%)となっている(pars. 17-18)。

5年間の主要な企業結合における償却期間として20年(38%)10年(30%)、5年(22%)の順に件数が多かったことが示されている(par. 24)¹²⁾。ただし、この傾向は業種によって異なっており、製造業で最も多く選ばれていた償却期間は10年(製造業企業の38%)、金融業では20年(金融業企業の58%)という結果であった(par. 27, Chart 3)¹³⁾。

さらに、ASBJ [2015] は(「限定的」とされているが) 学術研究のレビューを通じて、学術研究が(1) 減損のみのアプローチと償却および減損アプローチのどちらを支持しているのか、そして、(2) 超過収益力が消失している期間について何を示唆しているかを確かめている(par. 36)。

まず、(1) については、IASB のレビューでは減損のみのアプローチの有用性が高いとされていることについて、参照されている学術研究に内在するいくつかの限界などにより¹⁴⁾、償却および減損アプローチよりも減損のみのアプローチの方が優れているとは結論づけられないことを指摘している(par. 40)。

また、(2) については、「のれんの構成要素の大部分が企業の超過収益力であると考えられると推定すると、[...] この主題に関する学術調査の発見事項は、償却期間に関する会計処理の要求事項を考慮する際に有用となる」(par. 36 (b))¹⁵⁾と述べ、超過収益力は業界平均に回帰しており、時間の経過とともに消失していく(企業結合後、5年間で大きく減少し、10年以内に消失)と学術研究の結果をまとめている(par. 42)。

2 ASBJ [2016]

ASBJ [2016] は、ASBJ が公表したりサーチ・ペーパーの第2号であり、主要な4つの国や地域(米国・欧州・豪州・日本)のインデックスに含まれる企業についてのれんに関する定量的な分析を行ったものである¹⁶⁾。具体的には、ASBJ [2016] では上述の4つの国や地域について、2005年から2014年の期間で、それぞれのインデックスを構成する上場企業[分析対象会社数計1,069

12) なお、ASBJ [2015] は償却期間の決定要因についても調査を行っており、その結果として、償却期間が20年とされた企業結合では、「被取得企業からのより高い収益率」または「取得企業と被取得企業の間でのシナジー効果」のいずれかまたはその両方を決定要因として回答しているケースが大部分であったこと(該当する企業結合の全体の87%)、償却期間が10年とされた企業結合では「投資の予想回収期間」が決定要因とされているケースが多かったこと(該当する企業結合の66%)が報告されている(par. 28 および Appendix-II Table. 3)。

13) ASBJ [2015] の予備的見解では、金融業においてより長いのれんの償却期間が選択されている理由として、金融業が扱っている商品が長期的な性質のものであることを挙げている(par. 46 (d))。

14) ASBJ [2015] (par. 40 (a) - (d)) は、取り上げた学術研究について、いくつかの問題点を示しているが、その中には両アプローチのもとでの価値関連性を同じ条件で比較していない、コントロールすべきいくつかの要因があるといった点が含まれている。なお、より一般的に、価値関連性研究が基準設定に対してどのような含意を有するかについては、これまで様々な議論が行われてきた。その議論については、例えば、奥村 [2018] を参照せよ。

15) [...] は著者による省略を表している(以下同様)。なお、[...]に加えて、引用箇所で[]によって挿入されている語句または文章は、著者によって言葉が補われていることやわかりやすさのために言葉を一部置き換えていることを示している。

16) その背景には、IASB がIFRS 第3号のPIR (post implementation review : 適用後レビュー) およびそのフィードバックを受けて開始したのれんと減損のリサーチ・プロジェクトがある(pars. 1-2)。

社] (pars. 8-16) ののれん関連の会計データの推移を確認している¹⁷⁾。具体的には、のれん合計金額（各インデックスごとの集計額）と1社当たりの残高の推移、純資産や時価総額に対するのれんの割合の推移、時価総額を構成要素ごとに分解したときの各要素の推移、減損損失とインデックスの相関や前年末のれん残高に対するのれんの費用化度（=のれんの償却費・減損損失÷前年末のれん残高）について調査を行っている。

ASBJ [2016] によれば、分析対象期間全体にわたって、全ての国や地域について、のれんの合計金額（各インデックスごとの集計額）と1社当たりの金額が増加傾向となっている（Figure 1 and Figure 2）。特に、米国について計上されている減損損失が少額となっていることが、のれん残高の増加につながっていることが指摘されている（par. 34）。日本について、のれんの増減は他と比べて緩やかであったが、その理由としてのれんの規則的償却が挙げられている（par. 34）。

また、ASBJ [2016] は、純資産に対するのれんの割合に関して、米国・欧州（平均は順に33%、31%）が日本・豪州（平均は順に4%、20%）に比べてその数字が大きくなっていることを指摘している（par. 36）。ただし、いずれの国や地域においても、純資産に対するのれんの割合について顕著な増加傾向は観察されていない（par. 36, Figure 4.1）。次に、時価総額に対するのれんの割合については、純資産に対するのれんの割合の場合同様に、米国・欧州（平均は順に15%、19%）の方が日本・豪州（順に3%、10%）よりも高い水準にあることが示されている（par. 37, Figure 5.1 より算出）。

ASBJ [2016] は全ての国や地域について計算したのれんの合計金額（集計金額）についてその半分の金額を一部の企業が占めていることを指摘しており、この現象を「のれんの集中」(concentration of goodwill) と呼んでいる（pars. 39-40）。それぞれの国や地域についてのれんの合計金額の50%を占めることになった会社数は、米国36社（8%）、欧州36社（11%）、日本9社（5%）、そして豪州10社（7%）となっている（Figure 6）。また、米国・欧州・豪州については、純資産または時価総額に対するのれんの割合が50%を超える企業が多数存在しており、その中には100%を超える企業もあったことが示されている（Figure 7）。

さらに、ASBJ [2016] は、前年末のれん金額に対する減損損失および償却費の金額（処分による減少は除く）の比率を算定し、各年においてどれほどのれんが費用化されているかについて調査を行っている（pars. 53 and 54）。その結果、日本の場合は償却が行われていることもあり、他と比べて、毎年ののれん費用化度合いが高くなっていること（おおよそ10.0%から13.5%程度）が示されている（他方で、償却を行っていない米国では0.3%から3.8%の間、欧州では0.9%から5.1%の間となっている）（Figure 12）。

3 ASBJ [2017]

ASBJ [2017] はASBJによって公表されたりサーチ・ペーパーの第3号である。この調査では、国際的な議論の場において、しばしば、『アナリストは、のれんの償却によって目的適的な情報が提供されないと考えている』、又は『アナリストはすべて、のれんの償却を無視しており、のれ

17) なお、2014年において日本基準以外を適用している日本企業についてはサンプルから除外とされている点には注意が必要である（par. 11 (b)）。このデータの収集の仕方は後述するASBJ staff / HKICPA staff [2020] とは異なっている。

んの償却の影響を除外するために純損益の金額を調整している』(par. 4)といわれることをふまえて、(日本の)アナリストが持っている見解についてインタビューが行われている。

このインタビュー調査では、「日本における著名なアナリスト11名」(par. 7)が対象とされており、11名の内訳は10名が株式アナリスト(バイサイド5名, セルサイド5名), 1名のみがクレジットアナリストとされている(par. 8)。インタビューでは次の論点, ①それぞれのアナリストが企業結合に関する財務情報をどのように利用して, 分析を行っているか, ②のれんに関連するどのような開示情報が有用か, そして, ③のれんの事後の会計処理として最も適切なのはいずれの会計処理か(減損のみ, 償却および減損, または即時償却の中から選択), について質問が行われている(par. 10)。

ASBJ [2017] は, 株式アナリストをその分析スタイルによって, 「キャッシュ・フロー情報に基づく分析をより重視する株式アナリスト」(分析スタイル [1] とする)と「会計上の利益及び純資産情報に基づく分析をキャッシュ・フロー情報に基づく分析とともに重視する株式アナリスト」(分析スタイル [2] とする)に分類し(par. 13), その回答を信用アナリストの回答と併せて整理している。ただし, ASBJ [2017] は集計した回答について定量的な分析を行っていない。その理由は, 「日本におけるアナリストの多様な見解を共有することを意図して」(par. 6)いるためだとされている。

①の論点に関する回答として, 株式アナリストもクレジットアナリストも, 自分たちが考えているよりも遅れて減損損失が認識されていると考えており, のれん価値の下落を予想した時点でそれを分析に反映させていることが報告されている(pars. 20, 29 and 42)。

また, ②の論点に関しては, のれんの減損損失を認識するタイミングを決定した方法に関する情報(par. 22), 企業結合別ののれんの当初認識額, 帳簿価額, 償却費および減損損失累計額や経営者が予想した成長率または割引率(par. 36)を回答していたことが示されている。その他にはのれんを含めた無形資産合計が純資産に占める割合の開示(par. 36)を挙げたアナリストもいたようである。

最後に, のれんの事後的な会計処理としてどのような処理を適切と考えるか(③の論点)については, 回答者の間で意見が分かっていた(pars. 21 and 31)。例えば, 分析スタイル [2] についても償却を支持する見解もあれば, 償却を支持しない見解もあったことが報告されている。なお, ASBJ [2017] によれば, 信用アナリストについては, 償却を支持する立場であった(par. 43)。

ASBJ [2017] の調査結果は, アナリストののれんの償却に対する見解や償却費の取り扱いが多様であることを示しており, (少なくとも日本の)アナリストの見解は上述の国際的な議論の場で言及されるような画一的なものではないことがわかる¹⁸⁾。

なお, ASBJ [2017] は, 以上のインタビュー調査の結果から, 複数の回答者が述べた「会計上の利益及び純資産情報に基づく観点から述べた, のれんを償却すべきとする見解」と「キャッシュ・フロー情報に基づく分析を実施する観点から述べた, のれんの償却と非償却の違いは特段の

18) なお, このことは徳賀他 [2020] で示されているアナリストの調査結果にも示されている。調査結果(徳賀他 [2020] 68 ページ, 図表 2-26)によれば, のれんの事後の会計処理として, (規則的)償却および減損のアプローチを支持した回答者が62%, 減損のみのアプローチを支持した回答者が20%であったことが示されている(回答者数は130名, なお, 残りの回答者は「どちらでも構わない」と回答している)。

意味を持たないとする見解」(p. 5) に注目した上で、基準設定プロセスにおいて、前者の意見をより重視することで、財務情報の目的適合性を高めることができるという含意を引き出している(p. 6)。しかしながら、前述のとおり、のれんの事後の会計処理に関する見解はアナリストの間で多様であり、分析スタイル [2] の中にも償却を支持しないアナリストがいることをふまえると、上述の含意をその調査結果から直接、導き出すことができるかについては疑問が残る。

4 ASBJ staff/HKICPA staff [2020]

ASBJ staff/HKICPA staff [2020] は、IASB が行っているのれんおよび減損に関するリサーチ・プロジェクトや FASB が行っている識別可能な無形資産およびのれんの事後の会計処理に関するリサーチ・プロジェクトに対して、「目的適合的で適時な分析と議論を [...] 提供し、[両スタッフ] の意見を提示すること」(par. IN1) を目的としたものである。

ASBJ staff/HKICPA staff [2020] は次の4つのパートからなっている (par. IN12)。まず、パート1は、ASBJ [2016] と同様にのれん情報に関するデータを分析した「定量的調査」となっている。続くパートは、パート1の結果をふまえて、「範囲と測定基礎」(パート2)、「減損に追加して償却を再導入する論拠」(パート3) および「償却期間と償却方法」(パート4) の順に両スタッフの見解(論点によっては、それぞれの異なる見解)が示されている。したがって、パート1は定量的な調査が中心であるのに対し、パート2は定性的な議論が中心となっている。やや長くなるが、以下では、ASBJ staff/HKICPA staff [2020] の各パートについて内容を概説する。

(1) 定量的調査

最初のパートでは、ASBJ [2016] で行われた定量的調査(分析対象期間は2005年から2014年)をふまえ、その後の期間(2014年から2018年)について定量的調査を行っている。ただし、ASBJ [2016] とは異なり、調査の対象国・地域は米国・欧州・香港・日本の4つとなっており、分析対象から豪州が外され、代わりに、香港が加えられている。また、分析対象に含まれる日本企業は、株価指標(Nikkei225)に含まれているIFRS適用会社となっている¹⁹⁾。

定量的調査の結果から、ASBJ staff/HKICPA staff [2020] は、2014年から2018年の5年間にわたって、各国や地域についてののれんの合計金額(集計額)が増加傾向にあること、1社当たりののれん残高については、ASBJ [2016] 同様、米国・欧州の1社当たりののれん金額が高い水準にあることを示している(pars. 1.5-1.6)。また、米国、欧州そして日本の1社当たりののれん残高が分析期間を通じて増加していることも示されている(par. 1.8)。

次に、ASBJ staff/HKICPA staff [2020] は純資産および時価総額に対するのれんの割合について調査し、分析対象期間にわたって、純資産に対するのれんの割合が米国37%、欧州28%、香港4%、そして、日本14%となっており(Figure 1.4より算出)、ASBJ [2016] 同様、米国・欧州の割合が高い水準となっていることが報告されている(par. 1.10)。また、時価総額に対するのれんの割合については、分析対象期間中の平均が、米国18%、欧州13%、香港4%および日本11%となっていた(Figure 1.6より算出)。なお、当該比率については、欧州と日本の割合の差が分析対象期間中に小さくなっており、2014年には、日本9%、欧州12%であったものが、2018年にお

19) ただし、日本企業については分析によって対象に含まれている企業の範囲が異なっている(par. 1.3, Note 2)。

いては、日本15%、欧州14%となっていることが確認できる (Figure 1.6)。

さらに、ASBJ staff/HKICPA staff [2020] は、純資産または時価総額に対するのれんの割合が高い企業について調査している。分析対象期間中の平均でみると、純資産に対するのれんの割合が50%を超えていた企業は米国39%、欧州34%、香港3%、そして日本8%であり、100%を超えている企業も米国16%、欧州11%、そして香港2% (日本は2015年に1社のみ) となっていることがわかる (Table 1.8より算出)。時価総額に対するのれんの割合に注目すると、その値が50%を超えていた企業の割合 (分析対象期間中の平均) は、米国4%、欧州7%、香港2%、そして日本3%であった (Table 1.9より算出)。その中には、時価総額に対するのれんの割合が100%を超えている企業も (数は少ないが) 存在していたことも報告されている。

なお、ASBJ staff /HKICPA staff [2020] でも、ASBJ [2016] 同様、前年末のれん金額に対する費用化度 [= 当年中ののれん費用化額 ÷ 前年末ののれん残高] が計測されている。ここではのれんの費用化度合いを、のれんを完全に費用化するためにかかる期間 (= のれんの費用化度の逆数) として表した結果で示すが、その期間は米国122年、欧州78年、香港64年、そして日本64年となっていたことが報告されている (pars. 1.17-1.18)。

ASBJ staff/HKICPA staff [2020] は以上の定量的調査からえられた含意として、現行の減損のみのアプローチの下で「『too little, too late』の問題が存在する可能性が高い」(par. 1.20) と結論付けている。そして、“too little, too late” 問題 (すなわち、のれんの減損損失の計上額が過少であり、またあまりに遅く認識されているという問題) が存在する場合には、減損のみのアプローチが厳格に適用できていない可能性があり、当該アプローチによって財務諸表利用者に目的適的な情報を提供できるという見解に疑問を呈している (par. 1.20)。なお、ASBJ staff/HKICPA staff [2020] は、定量的調査で示したのれんの増加傾向は“too little, too late” 問題の存在を示しているわけではないという批判に留意しながらも、“too little, too late” 問題を前提として、のれんの事後の会計処理として適切な方法に関する議論を展開している (par. 1.22)。

(2) リサーチ・ペーパーの範囲および取得のれんの基礎

両スタッフは、のれんをのれんをのれんとして取得のれんと自己創設のれんに区別した上で (par. 2.3)、取得のれん²⁰⁾ に対しては取得原価が目的適的な測定基礎であり、償却が取得のれんを構成する経済的資源の消費を反映するための有効な方法であると主張している (pars. 2.8-2.9)。

(3) 減損に追加して償却を再導入する論拠

ASBJ staff/HKICPA staff [2020] では、取得のれんの事後の会計処理として、償却再導入を提案している (par. 3.1)。その論拠に関しては、ASBJ と HKICPA のスタッフそれぞれの見解が説明されている。

20) 以下、本セクションでは ASBJ staff/HKICPA staff [2020] の仮訳 (企業会計基準委員会スタッフ・香港公認会計士協会スタッフ [2020]) に従い、これまでの「のれん」という語に代わって、「取得のれん」を用いている。

① ASBJ スタッフの見解

ASBJ スタッフは、のれんの事後の会計処理をめぐる混乱の原因のひとつが、議論しているのれんの範囲、すなわち、取得のれんと自己創設のれんの区分にあることを指摘し (pars. 3.4-3.5)、これらをはっきり区別することの重要性を強調している (par. 3.6)。そこで、取得のれんと自己創設のれんとを区別した上で、ASBJ スタッフは取得のれんの構成要素 (継続事業の要素とシナジー要素) は健全な競争環境下ではいずれも減価していくと考えられるため (pars. 3.14 and 3.17)、取得のれんは減耗性の資産であり、その性質を会計上に反映させるために償却アプローチを支持している (par. 3.26 (1))。それに加えて、償却アプローチにより、非償却アプローチがもつ限界 (シールド効果による減損認識の回避や自己創設のれんの計上) も回避できるとしている (par. 3.26 (c) (d))。

② HKICPA スタッフの見解

HKICPA スタッフは、(現行の減損のみのモデルのもとで) 取得のれんの金額が当初認識以後、「時の経過とともに [...] 企業の現在の公正価値又は現在の帳簿価額を次第に反映しなくなり、そのため次第に貸借対照表項目として [...] 意味が乏しくなる」(par. 3.44) ことを問題としている。その理由は、取得された事業が被取得企業と融合していき、当初のものからは変わっていつてしまうためである (par. 3.46)。HKICPA スタッフは、取得のれんの残高の意味が乏しくなった将来に減損損失を計上したとしても、その減損損失には意味がないだけではなく、「混乱を招く」(par. 3.46) おそれがあることについて懸念を表明している。

加えて、HKICPA スタッフは「会計の機能の一つは、時の経過にわたって経済的資源の利用を表すことである」(par. 3.49) とし、有形固定資産に対する減価償却の適用をその一例として説明している。取得のれんに関しても、償却によって、有形固定資産と同じように、その利用を示すことが期待されている (pars. 3.50-3.51)。なお、HKICPA スタッフは、現行の減損のみのアプローチが、経営者に「減損の認識を回避する機会を提供して」(par. 3.58) おり、のれんの残高の増大につながることも改めて懸念を示している。HKICPA スタッフは、償却されないまま残る取得のれんの残高によって経営者の財務報告および経営上の意思決定に歪み (例えば、ビッグバス会計や減損認識の遅延など) を与えることになる可能性がある」と指摘している (par. 3.61)

(4) 償却期間と償却方法

ASBJ staff/HKICPA staff [2020] では、償却はある企業結合から生じた取得のれん全体に対して、その構成要素ごとに分解することなく適用すべきだと考えられており、その償却期間は「経営者が合理的に利用可能な情報を用いた合理的な見積もりにより決定すべき」(par. 4.1) だと主張されている。

まず、ASBJ スタッフは、取得のれんの償却期間を決定するために、経営者により償却期間の見積もりを用いる方法を支持しており (par. 4.12)、"too little, too late" 問題への対応という観点から、償却期間に上限 (その期間は 10 年 [反証規定はなし]) を設けることを提案している (par. 4.15)。

他方、HKICPA スタッフは、償却期間について「強制的な下限や上限は存在すべきではない」(pars. 4.22) としながらも、企業があまりにも長い償却期間を見積もり、その結果、減損のみのア

アプローチのもとで生じている問題が、償却を行う場合にも生じることを回避するために、「償却期間はある特定の年数（例えば、10年）を超えてはならないという」（par. 4.22）規定を設けることを支持している。償却方法については、「企業結合について予想される利用を最も反映する償却パターンを決定するために」、経営者の判断を用いるべきだとしている（par. 4.23）。

Ⅳ 基準設定主体等による調査の検討

前節では基準設定主体等がのれんの償却再導入をめぐる論争と関連して行った調査について概説した。これらの調査で扱われていたのは、償却期間に関する実態調査（ASBJ [2015]）、のれん関連情報の定量的分析（ASBJ [2016]；ASBJ staff/HKICPA staff [2020]）、のれんの事後の会計処理に関するアナリストへのインタビュー（ASBJ [2017]）、そして、のれんの償却再導入に関わる提言とその根拠（ASBJ staff/HKICPA staff [2020]）など多岐にわたる内容であった。

そこで本節では、前節で取り上げた調査から一部の論点を取り上げ、その内容について検討を試みる。そのために、まず、のれんの償却再導入を否定する予備的見解を示したIASBのディスカッション・パーパー（IASB [2020]）を手掛かりに、償却再導入を支持する立場および減損のみのアプローチの維持を支持する立場（償却再導入不支持の立場）²¹⁾それぞれの主張について確認を行う。

のれんの償却再導入支持・不支持の立場それぞれに関する主張を整理するために、表1および表2にまとめた（表1はIASB [2020] pars. 3.57 and 3.69より、表2はpar. 3.88より作成）。IASB [2020]は、それぞれの立場からなされる一般的な主張をおおむね4つの大きな括りに分類しているが、それを示したものが表1である。また、IASBは予備的見解に至るまでにボードメンバーが考慮した主張を償却再導入支持・不支持それぞれについて示しているが、それをまとめたものが表2である。

償却再導入支持・不支持をめぐるこれらの主張は、これまでののれんの償却対非償却をめぐる論争の中で繰り返し取り上げられてきた論点に関わるものが含まれている。例えば、「のれんは耐用年数が有限の減耗していく資産であるか」や「のれんの規則的な償却（あるいは、減損のみのアプローチのもとでの減損損失）は投資家に有用な情報を提供するか」といった論点である。これらの論点は、これまで学術的な観点からも様々な検討が加えられてきたものである（例えば、醍醐 [2007]；大日方 [2013]；奥村 [2017]；斎藤 [2019]）。

21) 以下、減損のみのアプローチ維持の立場は償却再導入不支持の立場とする。

表1 一般的な償却再導入支持・不支持の主張の整理

償却再導入支持	償却再導入不支持
(a) IFRS 3 の PIR (post implementation review : 適用後レビュー) によれば、減損テストは審議会が期待していたようには機能していない。	(a) 減損のみのアプローチは償却よりも有用な情報を提供する。
(b) のれんの帳簿価額は過大表示されており、その結果として、企業経営者はその取得に関する意思決定に関して説明責任を果たしていない。	(b) 上手く適用されるならば、減損テストはその目的を達成する。IFRS 3 の PIR とその後の審議会の調査では、減損テストが十分に頑健ではないとする新しい証拠は見つかっていない。
(c) のれんは耐用年数が有限の減耗する資産であり、償却はのれんの消費を反映する。	(c) 取得されたのれんは、耐用年数が有限の減耗する資産でも、取得後に内部で創出されるのれんから区別できるものでもない。
(d) 償却はのれんの会計処理のコストを低下させる。	(d) 償却再導入は決して大幅なコストの削減にはつながらない。

(注) IASB [2020] pars. 3.57 and 3.69 より作成。

表2 審議会が予備の見解に至るまでに考慮した主な主張

償却再導入支持	償却再導入不支持
(i) のれんの減損損失を適時に認識するために著しく効果的な減損テストを設計することは実行可能でないため、IFRS 3 の PIR のフィードバック (減損テストは適時に減損を認識するために十分頑健でない) に応じて償却を再導入すべき。(par. 3.88 (a)(i))	(i) のれんの減損テストは直接的にのれんをテストするものではないが、たとえ、遅れていたとしても、減損損失を認識することは、投資家がより早期に行った減損損失が発生したという評価を確認するための重要な確認情報を提供するため、経営者に説明責任を果たさせるものとなる。のれんの耐用年数は推定することができないため、どの償却費も恣意的なものとなる。その結果、投資家は償却費を無視し、償却は経営者にその取得の意思決定に関する説明責任を果たさせるために用いられない可能性がある。(par. 3.88 (b)(i))
(ii) 世界中でのれん残高が増加してきた。あるボードメンバーはこのことを、償却なしでは経営者に取得の意思決定について説明責任を適切に果たさせることはできない、そして、償却は財務報告の誠実さや評判を維持するために必要であることの証拠とみなしている。(par. 3.88 (a)(ii))	(ii) 審議会は減損テストが厳格に適用されていない、または単にのれんの帳簿価額を減らすという理由で、償却再導入をすべきではない。あるボードメンバーの見解では、のれんの帳簿価額は多数の理由 (例えば、経済の変化する性質、そして未認識の無形資産によって生み出されている価値がより大きくなって) で増大しうる。(par. 3.88 (b)(ii))
(iii) のれんは耐用年数が有限の減耗する資産であり、そして、償却再導入はのれんが消費されることを描写するための唯一の方法である。(par. 3.88 (a)(iii))	(iii) 審議会は償却が投資家に提供される情報を著しく改善する、また、特に、取得後、最初の数年間における減損テストの実施コストを大幅に引き下げるという決定的な証拠を持たない。(par. 3.88 (b)(iii))

(注) IASB [2020], par. 3.88 より作成。

その中で、前節において取り上げた基準設定主体等による調査をふまえて、以下において取り上げたい論点は、世界的なのれん残高の増加傾向にかかわるものである (表2, それぞれの見解の(ii)を参照)。前節ですでにみたように、のれん残高の増加傾向はASBJ [2016] やASBJ staff/HKICPA staff [2020] による定量的調査によって、繰り返し指摘されている。また、これらの基準設定主体等による調査結果を受けて、Linsmeier and Wheeler [2020] (p. 5) でも、独自にS&P500に含まれる企業のデータを用いて、のれんの合計金額 (集計額) や企業の総資産に対するのれんの残高が大きく増加していることが改めて報告されている (のれんの合計金額: 2005年

1.26兆ドル→2018年3.2兆ドル、総資産に対するのれんの比率：2005年5.3%→2018年9.1%）。

この観察事実は、償却再導入を支持する一部の論者からは、のれん残高の世界的な増加傾向がのれんの過大表示、すなわち、減損のみのアプローチが厳格に適用されていないこと（“too little, too late”問題の発生）の証拠（以下では、「減損のみのアプローチの限界」とする）として捉えられている（図1も参照）。

この見解は、前節で取り上げた ASBJ staff/HKICPA staff [2020] に代表される立場である。他方で、償却再導入に反対する立場（のれんの減損のみのアプローチを支持する立場）からは、上述の傾向は減損のみのアプローチが厳格に適用されていないなど、当該アプローチの問題を示すものではないと理解されていると考えられる。それは、「のれんの帳簿価額は多数の理由（例えば、変化する経済の性質や未認識の無形資産によって生み出されている価値の増大）で増大しうる」（IASB [2020] par. 3.88, (b) (ii)）という主張からもみてとれる。つまり、このような事実に対する認識は、上述のように、償却再導入の支持・不支持という立場によって異なるものとなっていることが確認できる（図2も参照）。以上のとおり、ひとつの観察事実に対する認識（解釈）が、償却再導入支持・不支持の立場で異なっていることがわかる。

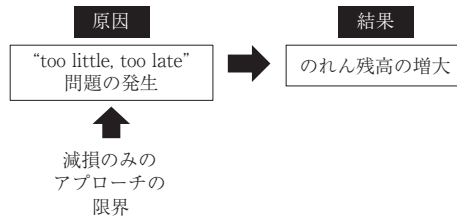


図1 のれん残高の増大に関する原因と結果
（償却再導入支持の立場）

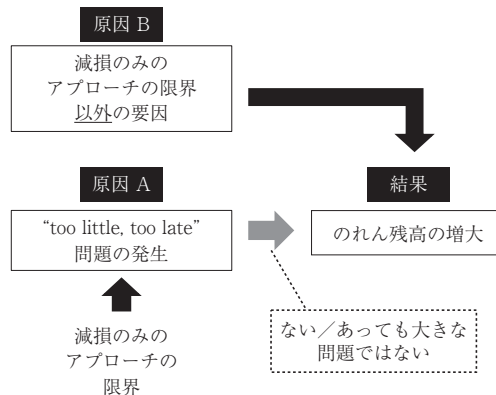


図2 のれん残高の増大に関する原因と結果の
関係（償却再導入不支持の立場）

なぜ、このような事実に対する認識の相違が生じているのであろうか。その理由のひとつとして、のれん残高の増加傾向が事実であるとしても、その現象を引き起こす原因については十分に理解されていない、すなわち、図1に示したような、「減損のみのアプローチの限界【原因】→のれん残高の増加【結果】」という（因果）関係を示す証拠が十分に得られていないということが考え

られる。例えば、前節で紹介した ASBJ staff/HKICPA staff [2020] による定量的調査は、のれん残高の増加傾向やのれんの費用化度の推移などを記述的に確認するにとどまっており、注目している現象がどのような原因によって生じているかについては、（それ以前の調査である ASBJ [2016] 含めて）十分な検討は行われていない²²⁾。そのため、現状では、償却再導入に反対する立場の主張にみられるように、のれん残高の増大の原因を減損のみのアプローチの限界に帰することは難しい²³⁾。

では、のれん残高の増加傾向という観察事実は、減損のみのアプローチの限界を示すものではないのであろうか。すなわち、「減損のみのアプローチの限界【原因】→のれん残高の増加傾向【結果】」という事実認識は全くの間違いなのであろうか。必ずしもそうとはいきれない。償却再導入を支持しない立場の反論もまた「減損のみのアプローチの限界【原因】→のれん残高の増加【結果】」以外の関係も想定するというだけのものであり、明確な証拠が示されているわけではない。仮に、「減損のみのアプローチの限界【原因】→のれん残高の増加【結果】」という（因果）関係を示す証拠が蓄積されるならば、のれん残高の増加という観察事実は（現行の）減損のみのアプローチの問題を示すものとなりうる。のれん残高の増加をめぐる事実認識の問題は、減損のみのアプローチが望ましくない経済的帰結をもたらしたかどうか、過去において基準設定主体（FASB および IASB）がとった政策の評価とかかわる問題であり、今後検討が必要な課題のひとつとなると考えられる。

なお、上述の議論では ASBJ staff/HKICPA staff [2020] および IASB [2020] の議論をふまえて、“too little, too late” 問題（つまり、減損テストの厳格な適用が行われていないという問題）のみを減損のみのアプローチの限界として考えていた（図 1 の【原因】および図 2 の【原因 A】）。ただし、のれん残高の増大傾向という現象を引き起こす、減損のみのアプローチの限界はこれ以外にも考えられる。

西川 [2012] は、投資の失敗を表す減損処理に、規則的償却が果たしていた投資の回収計算の役割を担わせることはできないため、「各企業ののれん計上額を企業統計的に見たとき、企業横断的累計額や〔バランス・シート〕に占めるのれんの割合は年々少しずつ累積され、増加していくことになる」（西川 [2012] 53 ページ）と指摘している（図 3 も参照）。なぜならば、「適切な経営が行われるほど、利益獲得能力は維持される」（西川 [2012] 53 ページ）ので、この場合には経営者による減損損失の回避行動とは関係なく、減損損失が計上されることにはならないからである。減損のみのアプローチにより、従来、規則的償却が担っていた役割を代替できるのではないかという見方もありうるが（西川 [2012] 52 ページ）、上述の見解に基づけば、実際には、減損のみのアプロー

22) なお、ASBJ staff/HKICPA staff [2020] (pars. 1.21-1.22, Note. 7) は、上述の傾向が“too little, too late” 問題の存在を示しているわけではないとする批判（“too little, too late” 問題が原因ではなく、経済成長や M&A 活動の増大によってのれん残高が増大している）に留意して、のれんの金額と株価指数（また GDP および M&A 件数）とを比較しており、その結果、のれんの金額とこれらの要因の間には明確な関係はなかったとしている。ただし、著者たち自身が認めているように、「より洗練された分析では、異なる結果が生じる可能性」（par. 1.22, Note 7）は否定できない。

23) もちろん、減損のみのアプローチの限界が、のれん残高の増加傾向の原因のひとつとなっている可能性はあるが、他の原因を考慮した場合に、当該現象が生じている原因を減損のみのアプローチのみに帰することができるかはわからない。

チによって規則的償却は代替できないため、減損のみのアプローチのもとで観察されるのれん残高の増大それ自体が、このアプローチに内在する構造的な欠陥を示すものと捉えられるかもしれない²⁴⁾。

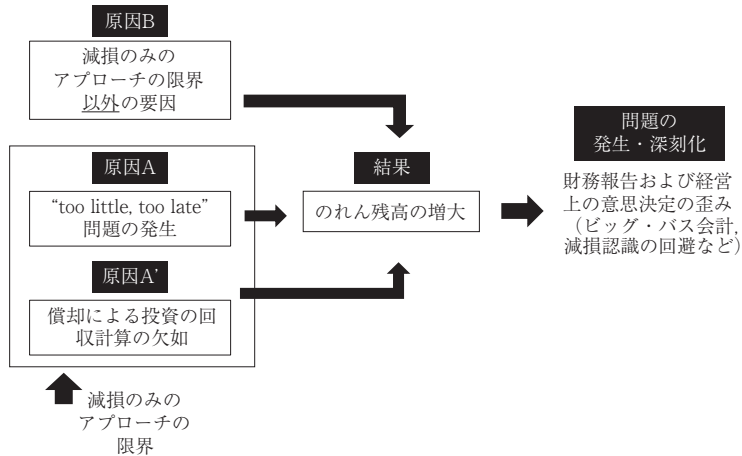


図3 のれん残高の増大に関する原因と結果の関係（原因A'を考慮）

V まとめと今後の課題

本稿では、のれんの償却再導入をめぐる論争と関連して、基準設定主体等が行った調査の一部を取り上げてレビューするとともに、その内容について検討を行った。第Ⅱ節で検討したように、(会計基準や概念フレームワークといった公表物に加えて) 基準設定主体等が行った調査から、ある基準設定上の課題に関心を持つ研究者がどのような問題の解決が求められているかを理解したり、規範的研究を志向する研究者が政策評価を行うにあたって、政策主体（本稿では基準設定主体）の事実認識を確認したりすることができる可能性がある。

本稿ではIASB [2020] の償却再導入支持派・不支持派の主張にみられたのれん残高の増加傾向に関わる事実認識の相違に注目した。のれん残高の増加傾向については、ASBJ [2016] や ASBJ staff/HKICPA staff [2020] で繰り返し確認されている事実であるが、この観察事実と関連して、償却再導入を支持する見解の背景には「減損のみのアプローチの限界（“too little, too late” 問題）【原因】→のれん残高の増加傾向【結果】」という図式が確認される（ASBJ staff/HKICPA staff [2020]）。しかしながら、上述の図式で表される因果関係は十分に立証されているとはいえず、このことが（少なくとも）償却再導入支持派・不支持派の間でこの事実認識が了解されていない理由となっているのかもしれない。「のれん残高の増加傾向」をめぐる事実認識の相違は、ひいては減損のみのアプローチの評価に関わる問題でもあり、今後より一層の検討が必要な課題であると考

24) このような理由（図3中の【原因A'】）でのれん残高が積みあがっていく（【結果】）場合でも、その図中の【問題の発生・深刻化】で示したような問題が生じる可能性が考えられる。もちろんのれん残高が積みあがっていく局面（例えば、企業レベルで積極的なM&Aの活用が行われ、収益性も維持できている局面）においては、その問題の可能性は認識されないが、ゆくゆくは積みあがったのれん残高によって、ASBJ staff/HKICPA staff [2020] が懸念しているように、財務報告上または経営上の意思決定に歪みが生じていくというシナリオが考えられる（西川 [2014] 56-57 ページも参照せよ）。

えられる。

最後に本稿の限界と今後の展望について述べて、本稿を締めくくる。まず、本稿では既存の学術研究（特に実証研究）の成果をふまえた検討が行えていない。減損のみのアプローチについては、米国の研究を中心に、のれんの減損処理が適時に行われていないことを示す結果が報告されている（例えば、Ramanna and Watts [2012]；Li and Sloan [2017]）²⁵⁾。今後は、これらの知見もふまえた検討を行う必要がある。また、現行の減損のみのアプローチの限界が指摘されたとしても、そのことが直ちに償却再導入につながるわけではない。その意味では今回検討した内容に関して、のれんの償却・非償却をめぐる、これまで繰り返し問われてきた論点もふまえた検討が必要である。この点も今後の検討課題としたい。

謝辞

本稿の作成途中で、徳賀芳弘教授（京都大学）、米山正樹教授（東京大学）、勝尾裕子教授（学習院大学）および宮宇地俊岳准教授（追手門学院大学）と行った議論から多くの示唆をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。いうまでもなく本稿の誤りは全て著者の責任である。

参考文献

- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) [2015] *Research Paper No. 1: Research on Amortisation of Goodwill*. (企業会計基準委員会 [2015] 『リサーチ・ペーパー第1号 のれんの償却』.)
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) [2016] *Research Paper No. 2: Quantitative Study on Goodwill and Impairment*. (企業会計基準委員会 [2016] 『リサーチ・ペーパー第2号 のれん及び減損に関する定量的調査』.)
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) [2017] *Research Paper No. 3: Analyst View on Financial Information Regarding Goodwill*. (企業会計基準委員会 [2017] 『リサーチ・ペーパー第3号 のれんを巡る財務情報に関するアナリストの見解』.)
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)・European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG)・Organismo Italiano di Contabilità (OIC) [2014] *Should Goodwill Still Not Be Amortised? Accounting and Disclosure for Goodwill*.
- Accounting Standards Board of Japan (ASBJ) staff, and Hong Kong Institute of Certified Public Accountants (HKICPA) staff [2020] *Goodwill: Improvements to Subsequent Accounting and an Update of the Quantitative Study*. (企業会計基準委員会スタッフ・香港公認会計士協会スタッフ [2020] 『のれん：企業結合後の会計処理の改善及び定量的調査の更新』.)
- d'Arcy, A., and A. Tarca [2018] "Reviewing IFRS Goodwill Accounting Research: Implementation Effects and Cross-Country Differences," *The International Journal of Accounting*, 53(3), pp. 203-226.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) [2016] *What Do We Really Know About Goodwill and Impairment? A Quantitative Study*.
- Financial Accounting Standards Board (FASB) [2019] *Invitation to Comment: Identifiable Intangible Assets and Subsequent Accounting for Goodwill*.
- Haller, A., C. Nobes, D. Cairns, A. Hjelstöm, S. Moya, M. Page, and P. Walton [2012] "The Effects of Accounting Standards — A Comment," *Accounting in Europe*, 9(2), pp. 113-125.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2020] *Discussion Paper: Business Combinations—Disclosures*,

25) のれんの減損認識の適時性をめぐる実証分析については「はじめに」で挙げた d'Arcy and Tarca [2018] や 宮宇地 [2020] などに加えて、山下 [2017] でも取り上げられている。

Goodwill and Impairment.

- Leuz, C. [2018] "Evidence-Based Policymaking: Promise, Challenges and Opportunities for Accounting and Financial Market Research," *Accounting and Business Research*, 48(5), pp. 582-608.
- Li, K. L., and R. G. Sloan [2017] "Has Goodwill Accounting Gone Bad?" *Review of Accounting Studies*, 22(2), pp. 964-1003.
- Linsmeier, T. J., and E. Wheeler [2020] "The Debate over Subsequent Accounting for Goodwill," *Accounting Horizons*, forthcoming.
- Ramanna, K., and R. L. Watts [2012] "Evidence on the Use of Unverifiable Estimates in Required Goodwill Impairment," *Review of Accounting Studies*, 17(4), pp. 749-780.
- Singleton-Green, B. [2010] "The Communication Gap: Why Doesn't Accounting Research Make a Greater Contribution to Debates on Accounting Policy?" *Accounting in Europe*, 7(2), pp. 129-145.
- Teixeira, A. [2014] "The International Accounting Standards Board and Evidence-informed Standard-setting," *Accounting in Europe*, 11(1), 5-12.
- Trombetta, M., A. Wagenhofer, and P. Wysocki [2012] "The Usefulness of Academic Research in Understanding the Effects of Accounting Standards," *Accounting in Europe*, 9(2), pp. 127-146.
- 内山融・小林庸平・田口壮輔・小池孝英 [2018] 『英国におけるエビデンスに基づく政策形成と日本への示唆—エビデンスの「需要」と「供給」に注目した分析—』, RIETI Policy Discussion Papers Series 18-P-018.
- 大石桂一 [2013] 「会計制度の設計と運用（1）—基準設定機関の構成と会計学者の貢献」, 徳賀芳弘・大日方隆（編著）『財務会計研究の回顧と展望』, 第7章第1節, 中央経済社, 189-197 ページ.
- 奥村雅史 [2017] 「M&A と実証的会計研究—のれんの償却に関する研究について—」『會計』第189巻第4号, 395-405 ページ.
- 奥村雅史 [2018] 「会計基準の設定と実証研究—価値関連性研究の限界と展望」, 辻山栄子（編著）『財務会計の理論と制度』, 中央経済社, 第14章, 203-216 ページ.
- 大日方隆 [2012] 「整合性分析と実証研究」, 大日方隆（編著）『会計基準研究の原点』, 中央経済社, 第20章, 341-387 ページ.
- 大日方隆 [2013] 『利益率の持続性と平均回帰』中央経済社.
- 金本良嗣 [2020] 「EBPM を政策現場で役立たせるために」, 大橋弘（編著）『EBPM の経済学—エビデンスを重視した政策立案』, 東京大学出版会, 総説, 1-41 ページ.
- 斎藤静樹 [2019] 『会計基準の研究〔新訂版〕』, 中央経済社.
- 醍醐聰 [2007] 「持続的競争優位の経営戦略とのれんの償却・減損論争の展望」『會計』, 第171巻第4号, 508-521 ページ.
- 徳賀芳弘 [2012] 「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究』第31巻第3号, 141-203 ページ.
- 徳賀芳弘 [2013] 「規範的研究の試み」, 徳賀芳弘・大日方隆（編著）『財務会計研究の回顧と展望』, 385-411 ページ.
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳・山下知晃 [2020] 『のれんの会計処理に関する調査』, 京都大学経済学研究科ディスカッション・ペーパー・シリーズ No. J-18-004.
- 西川郁生 [2012] 「のれんという異物」, 大日方隆（編著）『会計基準研究の原点』, 中央経済社, 第3章, 41-58 ページ.
- 西川郁生 [2015] 「のれんの会計処理の変遷と最近の動向」『企業会計』第66巻第12号, 16-24 ページ.
- 藤井秀樹 [2007] 『制度変化の会計学—会計基準のコンバージェンスを見ずえて』中央経済社.
- 宮宇地俊岳 [2020] 「のれんの会計処理をめぐる実証研究の棚卸しと展望」『国際会計研究学会年報』2019年度第1・2合併号, 29-44 ページ.
- 宮宇地俊岳 [2021] 「のれんの会計処理に関する実証研究レビュー」『経済論叢』第195巻第2号（本号）所収.
- 山内暁 [2010] 『暖簾の会計』中央経済社.
- 山下奨 [2019] 「のれんの償却期間に関する検討」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第27号, 93-110 ページ.
- 山下知晃 [2017] 「減損損失の認識とその適時性」『企業会計』第69巻第4号, 58-64 ページ.